

横浜市民ギャラリーあざみ野  
指定管理者選定評価委員会

審査報告書

令和6年8月

### 1 経緯

横浜市民ギャラリーあざみ野の指定管理者の候補者（以下、「指定候補者」という。）選定にあたり、横浜市民ギャラリーあざみ野指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、「横浜市民ギャラリーあざみ野指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）に基づき、応募者の提出書類の審査及び面接審査を行いました。

このたび、選定評価委員会による審査が終了し、選定評価委員会として指定候補者を選定しましたので、「横浜市民ギャラリーあざみ野指定管理者選定評価委員会運営要綱」第10条に基づき、ここに審査結果を報告します。

### 2 横浜市民ギャラリーあざみ野指定管理者選定評価委員会 委員

	氏 名	所 属 等
委 員 長	山村 仁志	東京都美術館 学芸員
委 員	市川 泰憲	日本カメラ博物館運営委員 写真技術研究家
委 員	加世田 恵美子	特定非営利活動法人市民セクターよこはま
委 員	河原 啓子	武蔵野美術大学 兼任講師
委 員	竹森 順一	公認会計士・税理士

### 3 審査の経過

令和6年4月5日	第1回選定評価委員会(委員長の選出、選定要項等の確定等)
令和6年4月26日～	公募要項の公開(にぎわいスポーツ文化局ホームページ掲載)
令和6年5月13日	現地見学会及び応募説明会の参加申込の受付締切
令和6年5月16日	公募説明会及び現場説明会の開催(参加1団体、2人)
令和6年5月16日～5月28日	公募に関する質問の受付
令和6年6月11日	公募に関する質問の回答
令和6年6月26日及び6月27日	応募書類の受付
令和6年8月2日	第2回選定評価委員会(提出書類の審査及び面接審査) 指定候補者の選定(傍聴者2人)

#### 4 応募者

次の1団体から応募がありました。

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

#### 5 応募者の提出書類審査及び面接審査の実施

第2回選定評価委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた「評価基準項目」(別添)に従って、応募者の提出書類の審査及び面接審査(応募者によるプレゼンテーション及び質疑)を行い、指定候補者の選定を行いました。

点数は、各委員の持点を255点とし、最低基準点(加減点項目を除く1～6の評価基準項目の合計225点満点の6割)未満の場合、指定候補者として選定しないこととしました。委員は5名のため、総計は1,275点です。

#### 6 応募者の応募条件の審査

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を有し、かつ制限事項に該当しないことを確認しました。

#### 7 審査結果

審査の結果、次のような採点となりました。

項目	配点(一人あたり)	最低基準点	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計点
1 団体の状況	10		10	10	10	9	8	47
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	20		16	20	20	16	15	87
3 職員配置・育成	20		15	18	16	16	13	78
4 事業計画(施設の使命を達成するための提案)	120		90	103	106	109	95	503
5 収支計画及び指定管理料	30		21	24	27	29	20	121
6 その他	25		18	19	24	22	18	101
小計	225	135	170	194	203	201	169	937
その他(加減要素)	30		13	6	16	14	11	60
小計(加減要素含む)	255		183	200	219	215	180	997
合計	委員計 1,275点		997					

なお公募要項に、指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 225 点満点の 6 割以上）を満たすことが必要である旨の記載があります。今回、5 名全ての委員の採点がこの基準を満たしております。

以上の結果、次のとおり指定候補者を決定しました。

指定候補者	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
-------	-------------------

## 8 応募団体に対する講評

横浜市民ギャラリーあざみ野の使命について理解しており、各指標を達成するための取組みが提案されていました。使命 1「文化活動を切り口として、次世代育成を中心にあらゆる人を受け入れ、文化芸術活動を媒介として地域の力を結びつける」を達成するための取組みである、「アート+認知症やさしい美術鑑賞プログラム」「地域共創プログラム」「あざみ野フェローマルシェ」などはこれまで継続して実施している事業実績として評価できます。

また、カメラ・写真ファンを呼び寄せるため、カメラ・写真コレクション専用 SNS アカウントを作成し発信する提案と合わせて、どのように横浜市北部地域と結び付けていくのかを課題として認識している点を高く評価します。

提案の業務内容に対し人員体制が足りているのか懸念はありますが、財務体質は安定しており、長期的な事業運営にも不安はなく、5 年間の業務を遂行するのに十分な財政状態を有しています。

アトリエの利用率向上のための方策は弱く感じられ、開館時間・受付時間の短縮の提案がある一方でウェブでの利用申請検討の具体的な開始スケジュールは示されていないなど、具体性に欠ける部分がありました。基本方針の一つに掲げた「何気なく人が集まる居心地のよい場をつくる」の「何気なく人が集まる」は、当該施設が横浜市北部地区に位置するため、提案内容は抽象的に感じられましたが、男女共同参画センターと協力し、共用部分を改善していく内容に今後期待が持てます。

## 9 選定における総評

これまでの実績と経験に基づき、横浜市の施策や地域への貢献を目指した提案がなされており、今後どのような取り組みをしていきたいのか、まだ実現できていないことは何か、市の施策や課題を明確に把握している点を評価しました。

社会的課題である社会的孤立や孤独感の解消、体験格差の縮小という提案のテーマ自体は非常に良かったが、実際に社会的孤立や孤独感の解消に繋がるのか、また、自主事業を有料化する提案は、見る人の敷居が高くなり、格差縮小と相反しないか疑問が残りました。

施設の特徴である写真・カメラコレクションの有効活用がされていないという印象があり、いつ訪れてもカメラ・写真に関する展示が見られるというような取り組みや全く知らない人にどう届けていくのかを今後注視していきたいです。

次期指定期間において新たな取組も実施することで、市民ギャラリーあざみ野の施設の魅力を打ち出し、形の見えるブランディングを構想して運営していくことを期待します。

評価基準項目

項目	主な審査の視点	主な確認項目	配点
<b>1 団体の状況</b>			<b>10</b>
(1)団体の状況（財務状況含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか</li> <li>・団体の財務状況（事業収益性、経営安定性、借入余裕度等）が健全であるか</li> </ul>	様式 10、11	10
<b>2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針</b>			<b>20</b>
(1) 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の文化政策及び施設の使命を理解した上で、基本的な方針を定めているか</li> <li>・施設の使命を果たすために適切な方針となっているか</li> </ul>	様式 12	10
(2)応募理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性のあるもので、公益性の高いものか</li> <li>・施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか</li> </ul>	様式 13	10
<b>3 職員配置・育成</b>			<b>20</b>
職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か）</li> <li>・配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。</li> <li>・スタッフの育成に関する考え方が適切か</li> <li>・館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか</li> <li>・事件・事故、災害等の対応に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか</li> <li>・5年間の指定期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。</li> </ul>	様式 14、15	20
<b>4 事業計画（施設の使命を達成するための提案）</b>			<b>120</b>
「使命1：「文化活動を切り口として、次世代育成を中心にあらゆる人を受け入れ、文化芸術活動を媒介として地域の力を結びつける」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 16-1 様式 16-2	20
「使命2：「収蔵作品の活用を通じて、文化芸術活動への興味を引き出す契機となる」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 17-1 様式 17-2	20
「使命3：「文化芸術活動を促進するため、活動の場を提供する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 18-1 様式 18-2	20
「使命4：「文化・芸術の鑑賞の機会を提供する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 19-1 様式 19-2	20
「使命5：「持続可能性を高める施設運営を行う」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 20-1 様式 20-2	20
「使命6：「大きな社会情勢の変化に適応して、施設運営を継続する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された取組によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 21	20

5 収支計画及び指定管理料			30
(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え	・利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか	様式 22-A、22-B	10
(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力	・指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか ・経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か	様式 23	10
(3) 5年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む）	・利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか ・5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	様式 24	10
6 その他			25
(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用	・業務の基準に定める「横浜市民ギャラリーあざみ野の使命」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。 ・市民理解が得られる公益性があり、かつ収入確保につながる提案内容か。	様式 25	15
(2) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、障害者差別解消、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた施設運営	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・人権尊重、男女共同参画推進、障害者差別解消、ヨコハマプラ 5.3(ごみ)計画など、横浜市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	様式 26	5
(3) 提案書全体に対する評価	・提案書は正確かつ明瞭に記載されているか。		5
小 計 (A)			225

その他（加減要素）			30
(1) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。（要求水準を下回った場合は、減点対象） ※選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。（達成できなかった場合は、減点対象）	第三者評価結果	-10 ～ +10
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	○障害者の法定雇用率達成状況 ○ワークライフバランス及び男女共同参画の推進 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	様式 27 様式 27-2	10
(3) 市内中小企業等であるか【必須評価基準項目】	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。		10
小 計 (B)			30

合 計 (C = A + B)			255
-----------------	--	--	-----

※大項目1～6の合計点（225点）を満点とする。